

(平成30年度第1回)
武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時：平成30年8月8日（水）

午前10時00分から

場 所：市役所3階301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 平成28年度及び平成29年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 平成28年度及び平成29年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 公文書開示請求の処理状況等

《平成28年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数	非 開 示			却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	2	0	2	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	25	7	15	3	1	2	0	0
合 計	27	7	17	3	1	2	0	0

【傾向】

(1) 対象公文書

- ① 指定管理の指定に関して、募集時に業者から提出された資料についての請求が多かった。
- ② 前年度同様教育指導課で保有する教科書採択に係る会議録等の請求が多かった。
- ③ 政務活動費に関する報道等があったことから、全会派3過年度分の政務活動費の収支報告書の請求がなされた。

(2) 請求者

個人からの請求は減少しており、法人からの請求が多い。

(3) 非開示部分

- 個人の氏名、個人印の印影 (情報公開条例第8条2号 個人情報)
- 法人の事業運営に係る情報 (" 3号 事業活動情報)
- 起案の趣旨・事案の処理経過 (" 4号 審議・検討又は協議に関する情報)
- 予定価格 (" 5号 行政運営情報)

《平成29年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数				却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	39	17	17	5	2	3	0	0
合 計	39	17	17	5	2	3	0	0

【傾向】

(1) 対象公文書

- ① 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。
- ② 前年度までと同様、教育指導課で保有する教科書採択に係る会議録等の請求が多かった。

(2) 請求者

法人からの請求が若干多い程度で、個人からの請求との明確な差はなかった。

(3) 非開示部分

個人の氏名、住所、個人印の印影（情報公開条例第8条第2号 個人情報）
 法人の事業運営に係る情報（ " 3号 事業活動情報）
 評価調書、マニュアル等（ " 5号 行政運営情報）

2 保有個人情報開示請求の処理状況等

《平成28年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			存 否 応 答 拒 否	却 下
				非開示 決定件数	不 存 在			
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	20	11	6	3	0	2	1	0
合 計	20	11	6	3	0	2	1	0

【傾向】

(1) 対象個人情報

- ① 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半を占めている。
- ② 保険年金課が保有する「診療報酬明細書（レセプト）」の請求が増えている。

(2) 請求者

原則本人からの請求であるが、本人が高齢であることが多く、代理の方からの問合せが増えている。

(3) 非開示部分

主治医の個人印の印影（個人情報保護条例第13条2号 個人情報）

《平成29年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				非開示 決定件数	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閱 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	16	9	7	0	0	0	0
合 計	16	9	7	0	0	0	0

【傾向】

(1) 対象個人情報

高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半を占めている。

(2) 請求者

代理人からの請求は1件のみで、他はすべて本人からの請求であった。

(3) 非開示部分

主治医の個人印の印影（個人情報保護条例第13条第2号 個人情報）

報告事項(2) その他

議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会長

職務代理者

(参考)

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則 (抄)

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他